

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第3次藤枝市市民協働指針・行動計画」(案)
<p>「第3次藤枝市市民協働指針・行動計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございます。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4 人
(2) 提出された意見の数	14 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	0 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	13 件
(3) 今後の参考とする意見	0 件
(4) 反映できない意見	0 件
(5) その他(質問含む)	1 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	市民活動団体が活動を拡充していくためには、行政や自治会との連携・協力体制の強化が必要である。特に、自治会・町内会の地区内に根付いた活動を確立することが、市民活動の展開や「住みたいまち・住んで良かった町」につながる前提になるのではないかと。	地域に根差した取組の積み重ねが協働の基盤になると考えており、P14の「地域課題の解決に向けた連携体制を強化」において、「自治会・町内会を含めた地域コミュニティと市民活動団体との連携」を位置付けています。今後も地区の実情に応じて団体と自治会等がつながる機会づくりや連携の後押しを進めていきます。	既に盛り込み済みの意見
2	地域格差が生じないよう行政および自治会役員を対象に、市民活動団体の活動内容や実績を、全市的に共有できる「発表の機会」を設けるべきである。全市的な意思統一のもと、各自治会が所管エリアで活動内容を現地・現場で確認し、課題を当該団体と共有して解決に取り組むことが重要である。それが、衆目の中で活動を行うことになり、活動の「自己満足化」の防止、持続的で充実感のある活動に繋がるのではないかと。	市民活動がどこでどのように行われているのか広く情報発信をすることは、活動の透明性を保つために大変重要なことと考えているため、P12の「市民活動の支援体制の充実」に、「効果的な情報の受発信」を位置付けています。自治会役員への働きかけや全庁的な意識共有が、地域格差の解消や組織的な取組につながる場合もあると捉えています。自治会のイベント等における市民活動団体による好事例の発表の機会づくりや他の参考となる取組を行っている市民団体の庁内での共有等、今後も充実感のある活動のために活発な市民団体の活動の情報発信の機会を拡充していきます。	既に盛り込み済みの意見

3	市民への情報伝達は、紙媒体も地縁づくりに有効なツールである。周知の対象は個人ではなく家族単位であることも重要であり、地縁づくりに手間暇をかけることが必要である。	情報発信については、必要な情報が必要な方に届くことが重要であると考え、P12に「効果的な情報の受発信」を位置付けています。デジタルの活用を進めながら、紙媒体による発信も重要と捉え、市民活動団体の活動情報を各地区交流センターだよりや支援センター通信に掲載し組回覧を実施しています。周知の対象は家族単位が重要であること、年齢層や生活環境により情報取得手段が異なることも踏まえ、地域の特性を生かした周知のあり方について、関係者と連携しながら工夫して取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
4	市民活動団体の活動活性化のために、団体相互の活動内容の見学や学習の機会を設けることが、内容拡充に役立つのではないかと。	団体同士の交流や学び合いは、活動の質向上や担い手の拡大につながる有効な取組であると考えているため、P12の「市民活動の支援体制の充実」に、「市民活動団体同士の連携の推進」を位置付けています。テーマ別の勉強会、事例共有、現場見学等を取り入れた機会をさらに充実していきます。	既に盛り込み済みの意見
5	例年実施している「フェスタ事業」について、「協働」の視点から自治会の参加を加えること、さらに芸術部門も加えた開催を検討してはどうか。	イベント等の機会を活用して、多様な主体が出会い相互理解を深めることは、協働の促進に有効であると考え、P13に「様々な主体が連携できる環境整備」、「市民協働フェスタの開催」を位置付けています。今後も市民協働フェスタの企画、運営方法を工夫しながら、自治会をはじめとする地域組織との連携の可能性や、文化・芸術分野を含めた幅広い参画を進めていきます。	既に盛り込み済みの意見
6	協働の原則で相互理解や目的目標共有などがあるが、そのためには行政と各団体の方が、お互いを知ることが大切だと思う。そんな機会をたくさん設定してほしい。	協働を進めるためには、行政と各団体等の相互理解や目的・目標の共有を深めることが重要であると認識し、P11で「市民の意見を聴く機会の拡大」を掲げています。今後も、懇話会などの各種協議会、イベントや団体交流会の活用をはじめ、ご意見を伺う機会の充実に取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
7	藤枝市では、市民協働の取り組みが、指針の方向に沿って、行政と市民団体、市民団体相互間で進められており、指針の改定を機に、さらに一層、協働の取り組みが拡大することを期待しています。	本市の市民協働の取組が指針の方向性に沿って進んでいるとの評価と、改定を機にさらなる拡大を期待するとのお言葉を、大変心強く受け止めております。本指針（改定）を関係者間で共有し、協働への取組をより一層推進してまいります。	その他
8	事業計画についての記述が抽象的である。各事業項目については具体的な施策事項の明示が必要ではないかと。	本計画は5年間の施策の方向性であり、具体的な施策については、別に作成している毎年度の実施計画の中で示し、進捗管理を行っています。その内容は協働推進懇話会に諮り、審議を経ていきます。	既に盛り込み済みの意見

9	人材の発掘、育成については静岡県コミュニティづくり推進協議会主催の「コミュニティカレッジ」を積極的に活用してはどうか。	新たな人材の発掘や育成は重要であると考え、P12に「人材の発掘・育成」を位置付けています。県等が実施する研修への参加は、人材育成の有効な手段であると認識し、今後も「コミュニティカレッジ」の積極的な活用を図ってまいります。	既に盛り込み済みの意見
10	藤枝市に合ったコミュニティカレッジの開講を計画したらどうか。	P12の「人材の発掘・育成」において、「新たな人財の発掘や育成の強化」を位置付けており、静岡県コミュニティづくり推進協議会主催の「コミュニティカレッジ」への参加を推進し、幅広い学びの機会を提供しています。また、P13「教育機関との連携の拡大」では、「リカレント教育の推進」を位置付け、藤枝市民大学等を通じて様々な世代の学びを支え、地域を担う人づくりを進めています。	既に盛り込み済みの意見
11	NPO認証相談等のさらなる充実が必要ではないか。	NPO法人認証相談等は、市民活動支援センターが主に担っていることから、P12の「市民活動支援センターの充実・強化」において、県と連携し市民活動支援センターの更なる充実に取り組んでまいります。	既に盛り込み済みの意見
12	地区交流センターと連携した課題解決やコミュニティづくり事業の計画をしたらどうか。	地区交流センターは地域課題の把握と住民主体の活動拠点であります。P14「地域コミュニティと市民活動団体との連携」において、地区交流センターと共に地域づくりやコミュニティ醸成につなげる拠点機能の強化・充実に取り組んでいきます。	既に盛り込み済みの意見
13	世代間交流のできる事業の計画を入れたらどうか。	世代間交流を促進する事業を計画に位置付けることは、地域のつながりづくりや担い手の参画につながる重要な視点と考えます。P13「様々な主体が連携できる環境整備」における「市民協働フェスタの開催」が、世代間交流ができる場となることを想定して位置付けています。今後も、開催方法の工夫等により幅広い世代が参加しやすい場づくりを進めていきます。	既に盛り込み済みの意見
14	市民アンケートの結果から特に見えてきた課題は何か、それを今回の基本指針、行動計画へどのように反映しているか。	アンケートより、市民活動の担い手不足解消のため若い世代の参加が重要であるという結果がみえてきたため、P14に「若者が活躍できる環境づくり」を位置付け、「若者が市民活動に参加しやすくなる環境づくり」を進めていきます。	既に盛り込み済みの意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	第3次藤枝市市民協働指針・行動計画（案）
意見公表場所	市ホームページ・市民活動団体支援室・市民活動支援センター・市役所行政情報コーナー・文化センター・岡部支所・各地区交流センター
担当課	藤枝市市民協働部 市民活動団体支援室 市民活動支援係（担当者 稲橋） 電話 : 054-643-3274（内線 3515） 電子メール : siminkatsudou@city.fujieda.lg.jp